

軽費老人ホーム グリーン・ケア重要事項説明書

1. 経営主体

名 称	大洲喜多特別養護老人ホーム事務組合
所在地	愛媛県大洲市大洲 810 番地 1
電 話	0893-23-0210
F A X	0893-23-0211
代 表 者	組合長 二宮 隆久
設立年月日	昭和 60 年 4 月 1 日

2. 事業所の概要

① 施設の種類 軽費老人ホーム ケアハウス

② 施設の目的

ケアハウスはご契約者（入居者）がその有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるよう支援することを目的として、ご契約者に日常生活を営むために必要な居室及び共用施設をご利用していただく施設です。

この施設は、原則 60 歳以上で高齢などのために独立して生活することに不安があり、家庭による援助を受けることが困難な方がご利用いただけます。

③ 施設の名称

名 称	軽費老人ホーム グリーン・ケア
所在地	愛媛県喜多郡内子町立山 4740 番地 1
電 話	0893-45-0141
管 理 者	施設長 橋本 和高

④ 運営方針

介護老人福祉施設・短期入所生活介護施設・通所介護施設との連携を密にし、入居者の生命及び人権尊重に主眼を置き、入居者及びその家族のニーズをいかせる潤いと安らぎのある快適環境とその条件作りに努めます。

地域のボランティア、幼稚園児及び小中学校の生徒と入居者との交流を深めるとともに、地域住民とのつながりに努めます。

⑤ 開設年月日 平成 5 年 6 月 1 日

⑥ 入居定員 30 名

3. 居室等の概要

- ・ 個室 30 m² (26 室) … 和室 16、洋室 10
- ・ 二人部屋 55 m² (2 室) … シャワー設備あり
- ・ 共通設備 (洗面所、便所、調理設備、冷暖房設備)

4. 入居手続き等

① 入居時に必要な書類等

入居申込書（様式第1号）をはじめ、下記の必要書類及び健康診断書（様式第2号）、保証書（様式第3号）を施設長に提出後、入居面談によって入居できるかどうかを判断させていただきます。入居が決定しましたら住所変更等についても手続きが必要となります。

② 契約の締結（サービスの利用等）

入居面談後、入居が許可されますと入居決定通知書（様式第4号）が交付されます。入居を許可された方は入居届出書（様式第6号）に誓約書（様式第7号）と個人情報同意書（様式第13号）債権者登録依頼書（様式第14号）を添えて施設長に提出し、入居契約書（様式第8号）によって契約を取り交わすものとします。

当施設の利用及びサービスの提供開始は、入居申込者及び保証人と施設長によって入居契約書を締結し、実際に入居することによって開始となります。

③ 入居関係書類一覧

- (1) 入居申込書（様式第1号）
- (2) 健康診断書（様式第2号）
- (3) 身元保証書（様式第3号）
- (4) 入居決定通知書（様式第4号）
- (5) 入居不決定通知書（様式第5号）
- (6) 入居届出書（様式第6号）
- (7) 誓約書（様式第7号）
- (8) 入居契約書（様式第8号）
- (9) 個人情報の同意書（様式第13号）
- (10) 債権者登録依頼書（様式第14号）

④ 証明書等公的な必要書類及び手続き

	項目	内容
入居までに必要な書類	住民票	入居を希望するにあたって、住民票を役所（役場）にて交付してもらってください。
	所得課税証明書	現住所の役所（役場）にて、所得課税証明書を発行してもらってください。 ※該当期間 令和 年
	納付証明書	現住所の役所（役場）にて、各種証明書を発行してもらってください。
	後期高齢者医療保険料納付証明書	
介護保険料納付証明書	※該当期間 令和 年 1月～12月まで	

	項目	内容
入居決定後に必要な手続き	転出(転居)	入居が決定すれば住所を当施設に移されるため、現住所の役所(役場)にて転出の手続きを行い「転出証明書」を発行してもらってください。その時に現住所での保険証等についてもそこへ返すようになります。 ※内子町にお住まいの方は転居となりますので、転出証明書は必要なくその場で、当施設への住所変更が出来ます。 ※年金等の通知についても、住所変更をお願いします。(住所変更の葉書を役場にて、もらうことが出来ます。)
	転入	転入については、内子町役場1階受付にて「転出証明書」を提出し、転入の手続きを行い新しい住所での保険証等を交付してもらってください。

5. サービス概要

ケアハウスは、共同生活の場でありますので、お互いに規律を守り、親睦を深めて他の入居者の迷惑になるような言動はしないように努めてください。日常生活における援助は原則実施しておりません。入居後、介護が必要になった場合においては、入居者または家族と協議の上、在宅保健福祉サービス等を利用することによって継続して入居することができます。ただし、その費用については入居者の負担となります。

しかし、ケアハウスでの生活が著しく困難な状態となった場合については、契約の解除事項に該当しますのでご了承ください。その他、緊急時の対応等「グリーン・ケア運営規程」及び「契約書」にてご確認ください。

① 相談、助言等

入居者の従来での生活状況、家庭状況及び心身の健康状態等について把握し、入居者からの各種相談及び助言等に努めます。

市町村、在宅福祉サービス等の実施者と十分な連携をとり、必要に応じ、その有効な利用について入居者への紹介・手続き等の援助を行います。

② 食 事

当施設では、栄養士の立てる献立により栄養バランス並びに入居者の嗜好を考慮した食事を三食提供いたします。入居者同士のコミュニケーションの増進及び体調把握、また、衛生的な面を考慮して、食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

- (1) 連続3日以上、食事をされない場合、3日目から1日当たり900円減免します。入院・外泊についても、同等の取り扱いとします。
- (2) 食費は、1日単位とします。(1食でも食事を摂れば、1日900円徴収)
但し、デイサービス等の介護保険を利用する方の昼食欠食については一食分のみを減免します。

【 食事時間 】 朝食 7:45 ~ 昼食 12:00~ 夕食 17:45~

③ 入 浴

毎日実施 12:30 ～ 17:00

曜 日	月	火	水	木	金	土	日
前 半	男	休館	女	休館	男	女	
後 半	女		男		女	男	女

※ 決められた時間内に、曜日を確認した上で入浴してください。また、決して1人で入浴しないようにしてください。シャワー浴は、必要に応じて随時利用できます。

※ 入浴及び更衣中は、緊急時の対応のため浴場の施錠はしないでください。

④ 緊急及び災害、非常時の対応

緊急時等の対応とは、災害時の避難誘導及び関係機関への通報並びに急病等により医療が必要になった場合の処置や対応を行うものです。昼夜を問わず24時間ナースコール等にて職員の対応を求めることができます。また、万一の場合に備えて、防火避難訓練を定期的（年2回）に実施しますので、努めてこの訓練にご参加ください。

※ 当人及び他の入居者における健康上、又は防災等の緊急事態の発生に気づいた場合、速やかに適切な方法で施設職員まで必ずお知らせください。

⑤ 夜間の管理体制

夜間の管理体制については、基本的に特養夜勤者が緊急時対応を行います。また、施設内の巡回等については、宿直職員が対応しています。

⑥ 在宅福祉サービスの利用

個別の日常生活上の援助及び介護が必要な状態になった場合は、外部の在宅保健福祉サービス等を利用していただくようになります。また、疾病、常時の介護状態、収入の途絶等、入居者が生活に困窮を生じた場合には、医療機関への連絡、家族との調整等所要の対応を図るとともに、関連諸制度、諸施策の活用について努めます。

⑦ 保健衛生

年に1回は、当施設が実施する総合健康診断を利用いただき、健康管理に努めていただきます。また月に1回、血圧・体重測定を実施いたしますので積極的に参加してください。

※ 健康診断の記録（コピー）については、ケア担当者が保管をさせていただきます。

※ 血圧測定等、体調により随時個別に行います。

⑧ 入居者の活動への協力

入居者の生活が健康で明るいものとなるよう、必要に応じ助言を行うとともに、入居者が自主的に趣味、教養娯楽、交流行事等を行う場合にも必要に応じ協力させていただきます。

⑨ リハビリ

火・木・金・土曜日（行事等は除く）

※ 但し、その日の状況に応じリハビリを取止める場合がありますが、その際は放送等でお知らせいたします。（感染症の時期や少人数の場合等状況に応じ）

⑩ 洗濯

洗濯機及び乾燥機の使用については、決められた時間内にマナーを守ってお使いください。

使用可能時間 6：30 ～21：00

⑪ 持ち込み物

荷物は部屋の大きさ、押入れの大きさ等を十分に考慮の上、決定してください。部屋を傷付けたり、汚したりする恐れのある荷物、また部屋の外に出る荷物についてはお断りいたします。

なお、別に共同の私物保管庫がありますので、季節外の物などを預けられても結構です。鍵は常時施錠していますので、必要に応じて職員へ開閉を申し出てください。

※ 持ち込みになる電化製品等については、全て申し出てください職員員の検査に合格したものに限り、使用することが出来ます。

※ 火事の心配につながるストーブ類は、許可しませんのでご承知ください。

※ 仏壇はかまいませんが、線香やロウソクの使用は原則禁止とさせていただきます。

⑫ 貴重品の管理

ご希望により、貴重品の管理サービスをご利用いただけます。

※ 別紙 『入居者預り金等管理規程』を参照ください。

⑬ 特別なサービス

次のサービスについては、実費等かかった費用又は決められた料金を自己負担していただき提供させていただきます。

※ 入居者が各居室で使用した電話料金実費分

※ 入居者が各居室で使用した光熱水費分（電気及び水道使用量）

※ 入居者から貸出希望のあった場合による ふとん等寝具一式にかかる費用
（1回1週間：500円）

※ 入居者が各居室で使用し交換することとなった電球及び蛍光灯実費分

6. 利用料金について

当施設の利用料金は、グリーン・ケア運営規程第8条及びその別表における規定に基づき、支払いをしていただきます。

具体的には入居者の皆さん共通の生活費・夏季加算（6月～9月）・冬季加算（11月～3月）と、個別の年間収入（1月～12月）に応じて決定するサービスの提供に要する費用があります。また、電話料金等の特別なサービスに要する費用についても入居者の皆さんの自己負担となりますので、必ず次頁の別表をご確認ください。

7. 苦情の受付について

① 当施設における苦情の受付

当施設における 苦情やご相談は、以下の窓口で受け付けております。

苦情・相談受付窓口	担当者	受付時間
ケアハウス事務所	相談員 林 弘典	8:30~17:15

※ また、苦情・相談受付ボックスをケアハウスのロビーへ設置しております。

8. 契約の解除事項

入居者が、ホームヘルプサービス等の在宅保健福祉サービス等を利用してはなおその日常生活の維持が困難になった場合、又は次の事項のいずれかに該当する場合には、退居の要件となり、施設長は1ヶ月間の予告期間を置いて、契約を解除することができますのでご了承ください。

- (ア) 入居の条件に関して虚偽の届け出を行って入居した場合
- (イ) 利用料を支払わない場合
- (ウ) 事務費の減額の申請（収入状況の確定等）にあたって虚偽の届け出を行った場合
- (エ) 施設長の承認を得ないで、施設の建物、付帯設備の造作・模様変えを行い、かつ、原状回復をしない場合
- (オ) 特別養護老人ホーム入所対象者程度の状態にもかかわらず必要な介護等を受けることができない場合
- (カ) 金銭の管理、各種サービスの利用について自分（配偶者も含む）で判断ができなくなった場合
- (キ) その他、共同生活の秩序を著しく乱し、他の入居者に迷惑をかける場合

9. 入退所時の検査立会い及び退居時の居室改修等について

- (1) 入居時の居室状態については施設長、ご利用者様（身元保証人）双方立会いのもと確認を行っていただき、承認いただけましたら契約させていただきます。
- (2) 退居時の居室検査においては施設長、ご利用者様（身元保証人）双方立会いのもと確認を行っていただき、ご利用者様の「責に帰すべき事由」によって生じた破損や汚れ等を双方で確認していただきます。
- (3) ご利用者様（身元保証人）は、「責に帰すべき事由」によって生じた破損や汚れを承認された場合は、実費により清掃、改修を行っていただきます。
- (4) 清掃、改修方法は問いませんが、居室検査により施設長の許可が出ない場合は、再検査を行うものとします。
- (5) 業者に依頼される場合は、基本ご利用者様（身元保証人）にて依頼をしていただきます。但し、業者が分からない場合は、みどり苑が業者を紹介させていただく場合がありますが、業者との業務提携は一切行っておりませんので、費用面やお支払い等については、ご利用者様（身元保証人）と業者間で直接処理していただきます。

10. その他

① 外出及び外泊

外出や外泊については、必ず職員へお知らせ下さい（予定が分かり次第、早めに）。なお、職員不在時には各種届出等が、用意されておりますのでそちらへご記入ください。また、外出時には、保証人・公共機関（デマンドバス）等の利用をできるだけ優先してください。

（祝日を除く、月・火・水・木・金の午前中）行事などにより運行できない場合もあります。

※ 各種届出類

『ケアハウス外出・外泊届』

『ケアハウス食事変更・開始届』

『ケアハウス欠食届』

『ケアハウス交流簿』

※ 門限は、夜9時です。(自動ドアが閉まります、ご注意ください)

※ 夜9時以降の出入りについては、宿直室横の通用口から可能となります。
(インターホンを押して宿直職員を呼んでください)

② 外来者の宿泊

入居者以外のかたを宿泊させる場合、事前に宿泊願を提出してください。(事務所内外に用紙があります)

③ 売店、理容・美容の利用

売店の出張販売は毎週木曜日に、理容及び美容はおおむね月に2回利用していただくことができます。

※ 料金については個人負担ですので、直接業者へ支払いをおこなってください。

④ 生活上の留意点

入居者のみなさん各自が共同生活でのマナーを遵守し、快適な生活をおくれるよう協力していきましょう。

居室内の整理整頓、ゴミの分別、テレビやラジオの音量などモラルを持って生活をしてください。また、お部屋の戸締りには十分注意し、他の入居者の部屋へは無断で入室しないでください。

トラブルの原因となるような、金銭・物の貸し借りについても入居者どうしでは行わないようにしてください。

※ 火災予防のため居室内は原則禁煙となっておりますので、タバコは1階の喫煙場所をお願いいたします。

※ ベランダは、火災等非常時の避難路として使用いたしますので、避難の障害となる重量物や大きな物は置かないでください。また、火災や地震の際には、エレベーターを使用しないでください。

※ 自分の居室以外での政治・宗教活動は禁止です。また、他の入居者のかたへそれらの活動への参加等、強要してはいけません。

※ 共通施設・設備の利用時間や生活のルールなどは、入居者会議で協議の上決定し施設長の許可をもらうこととなります。

令和 年 月 日

軽費老人ホーム グリーン・ケア 入居にあたり、本書面に基づき
重要事項の説明を行いました。

(施設) 所在地 愛媛県喜多郡内子町立山4740番地 1

名称 軽費老人ホーム グリーン・ケア

(説明者) 職・氏名 生活相談員 林 弘典 印

私は、本書面に基づいて軽費老人ホーム グリーン・ケア入居に
ついて重要事項の説明を受け同意しました。

入居者 住所

氏名 印

各居室内における電気料金及び水道料金について

R5/6/1

1. 電気料金（四国電力従量電灯 A に基づき算定：一般家庭等）

別表①

電気料金区分	単 価	税込単価
①1kWh をこえ 120 kWh まで	1 kWh	30.66 円
②120 kWh をこえ 300 kWh まで	1 kWh	37.28 円
③300 kWh 超過分	1 kWh	40.79 円

2. 水道料金（内子町上水道使用料に基づき算定）

別表②

水道料金区分	単 価	税込単価
①1 m ³ を超え 8 m ³ まで	1 m ³	123 円
②8 m ³ を超え 20 m ³ まで	1 m ³	157 円
③20 m ³ を超え 30 m ³ まで	1 m ³	168 円

※ 上記別表①②に照らし合わせ、使用量分のみ徴収します。